

## 金沢地方裁判所委員会（第5回）議事概要

### 1 開催日時

5月26日（木）午後1時30分～午後4時

### 2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

### 3 出席者

井戸謙一委員，上田弘志委員，鈴木健太委員長，谷岡賀美委員，鳥毛美範委員，  
中島史雄委員，畠山美智子委員，山本寿子委員

（オブザーバー）

堀内満刑事部総括裁判官

（事務担当者）

安藤事務局長，石崎民事首席書記官，西下刑事首席書記官，西野事務局次長，  
橋本総務課長，高田庶務係長

### 4 意見交換テーマ

(1) 民事裁判の現状と課題

(2) 裁判員制度について

### 5 議事

(1) 井戸委員を委員長代理に指名した。

(2) 井戸委員から，民事裁判の現状と課題について，西下刑事首席書記官及び  
橋本総務課長から裁判員制度について，説明を行った。

(3) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(4) 次回の意見交換テーマ

次期委員から改めて意見を聴取した上，委員長がテーマを決定する（テーマの選定は委員長に一任する。）。

(5) 次回開催期日

第1候補日 11月17日(木)午後1時30分～4時

第2候補日 11月8日(火)午後1時30分～4時

とし、次期委員と調整の上決定する。

(別紙)

### 意見交換における主な発言の要旨

( は委員長の発言・ は委員の発言・ は裁判所所属委員の発言・ オブザーバーの発言)

#### 1 民事裁判の現状と課題

専門委員制度は、今後訴訟が専門的になればなるほど、必要なものになってくるのではないかと思います。

例えば、医療訴訟において、その手術がどういう手術なのか、またどのような切開が行われるかなど、その事件を理解する前提となる事実があります。そういう前提となる事実は、専門家の意見を聴くことより、より理解することができます。前提となる事実の理解が深まれば、原告の問題にしている点が具体的に良く分かってきます。その点でも、専門委員制度はいい制度だと思います。

以前に石川県内の従業員の知らない間に、東京地裁に会社の民事再生事件の申立てがされたことがありました。このような場合に石川県内の従業員の権利が侵害されることがないのですか。

東京地裁に法律上管轄があれば、東京地裁に再生の申立てができます。仮に、東京地裁で手続が処理されたとしても、従業員の権利は守られるはずです。

配偶者暴力に関する保護命令で加害者に対する退去命令の効力が2か月間しかないのは、短すぎることはありませんか。その間に、加害者が反省して暴力を行わなくなるとは思えないので、もう少し厳しくしてもいいではありませんか。

退去命令期間は、その間に加害者が反省するのを待っている期間ではなく、被害者がその間に荷物をまとめて逃げる時間を考慮して定められたものです。

国民が競売手続に参加しやすくするための方策について説明を受けましたが、現在の金沢地裁の買受人の6～7割が不動産業者と思われるという状況をどう考えますか。もし、一般の人たちにもっと競売物件を買ってもらいたいと

思っているのなら，一般の方には安く売却するなど，一般の方に有利な手続にすることはできないのですか。

一般人の参加を容易にするのは，不動産競売物件の購入層を広げるという観点からです。競売手続の趣旨は，より多くの方々の参加によって物件を高く売り，債権者は債権回収ができ，債務者はその分だけ債務が減少するところにあります。住宅政策を行っているのではありませんので，一般人にだけ有利な手続をすることはできません。ただ，一般人が競売手続に参加しやすいように今後も努力する必要があると考えています。

## 2 裁判員制度について

裁判員の選任手続では，裁判所に出頭しながら裁判員に選ばれずそのまま帰る人が出てきますが，これは選ばれなかった人に対して申し訳ないような気がします。最初から裁判員として裁判所に出頭するのは6人に限定できないのですか。

欠格事由等で裁判員になれないことがあるので，制度上最初から6人に限定することは難しいです。

裁判員として選ばれたときの勤務処理等については，有給休暇や勤務免除等の方法が考えられますが，それぞれの企業が主体的に検討しなくてはいけないのですか。また，零細企業等では，裁判員として出頭した人に対して，有給休暇で処理することを強制することになるのではないのですか。

勤務処理については，各企業が主体となって検討していただく必要があると考えます。なお，裁判員として出頭した者を職務上不利益に扱うことは法律で禁止されており，裁判員には旅費のほか日当も支払われます。また，経営者の方の理解を求めるための広報も考えています。

裁判員候補者として呼びだされて，出頭しなかった場合，何か不利益を受けることがあるのですか。

正当な理由のない不出頭者は，過料という制裁を受ける場合があります。

10日も連続して行われるような事件の裁判員をすることは仕事の上でかなり大変だと思われます。なかには、連続で行うのではなくて、週に1回くらい行う方が参加しやすい人もいると思われます。その点を含めて、裁判員に対して審理期間がどれくらいかかるのかを事前に教えてくれるのですか。

公判前に、裁判官、検察官、弁護人の間でどれくらいの審理期間がかかるかについて予定を立てますが、この内容について、裁判員の方に具体的にどのように伝えるかは必ずしも明らかではありません。長期間を要する事件の審理につき、どのような開廷の期間とするのがいいかについては、いろいろな意見を聴きながら今後検討していかなければならないと思います。

自営業の人達など、勤務実態によっては裁判員になることが困難な人がいると思われますが、そのような人達は、裁判員を辞退することはできないのですか。

その仕事が余人をもって代え難いような場合は、辞退できると考えられています。

裁判員制度を成功させるためには、裁判員として出やすい雰囲気を作っていく必要があると思います。

裁判所、検察庁、弁護士会の法曹三者で裁判員制度の具体的な広報活動を検討しています。また、それ以外にも、模擬裁判等を行い裁判員制度を広めたいと思っています。

以 上